

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育員会教育長)

地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大等に伴う臨時的任用職員の
長期給付適用除外に係る手続について (通知)

このことについて、令和4年7月22日付け公共鹿第457号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大等について」により、令和4年10月1日から臨時的任用職員については、短期組合員に移行する旨を通知したところです。

短期組合員への移行に伴い、長期給付(第3号厚生年金及び退職等年金給付)については適用除外となりますが、事務取扱いについては、下記のとおりとなりますので、遺漏がないようお願いいたします。

記

1 短期組合員への移行に伴う長期給付関係の手続について

臨時的任用職員は、令和2年4月から一般組合員(全事業適用)となっていました。施行日(令和4年10月1日)以降は、短期組合員となります。

通常、一般組合員が退職等により組合員資格を喪失する場合は、老齢厚生年金の受給権がない者については「退職届書」の提出が、老齢厚生年金の受給権がある者については「老齢厚生年金改定請求書」等の提出が必要ですが、今回の短期組合員への移行にあたっては、「退職届書」または「老齢厚生年金改定請求書」の提出は不要となりました。

ただし、65歳以上の者で既に退職年金(年金払い退職給付)の受給権を有する者又は今回の長期給付の適用除外に伴い、新たに退職年金(年金払い退職給付)の受給権が発生する者については、所定の請求書の提出が必要となります。

対象者には、当支部から個別に請求書等を送付しますので、必要事項等を記入の上、直接、当支部へ提出してください。

※ 対象者への請求書配布については、所属所あて組合員名で郵送します。

2 経過措置について

令和4年10月1日前に資格取得した者のうち、10月1日前の期間を含んだ任期が2月未満であり、更新の見込みがない者は、経過措置として、退職までの間引き続き一般組合員として長期給付も適用されることとなりました。

該当者は過少と見込まれますが、該当者がいる場合は、従来どおりの方法での手続きとなります。

(例) 9月20日採用、10月31日任期満了退職の者

→ 任期が2月を超えないため、10月1日以降も一般組合員(全事業適用)

※ 退職時は、「組合員異動報告書〔整理番号3〕」及び組合員証等と併せて「退職届書(臨時的等用)」または「老齢厚生年金改定請求書」等の提出が必要。(従来どおり)

※ 「退職届書(臨時的等用)」には「所属所保管の履歴書の写し(要原本証明)」を添付すること。

【裏面に続く】

3 その他

- (1) 短期組合員への移行に伴う臨時的任用職員の組合員証等について

短期組合員への移行に伴う「組合員異動報告書〔整理番号3〕」の提出及び組合員証等の回収は不要です。現在交付されている組合員証等を継続して使用してください。

- (2) 移行対象者の待機者登録について

老齢厚生年金の受給権がない者については、「退職届書」の提出は不要ですが、当支部及び本部において順次、待機者登録事務を行います。

待機者登録処理の完了後、待機者登録通知書を自宅あてに送付することになりますので、転居等により住所が変更になっているにもかかわらず、当支部へ届出を行っていない者については、「組合員等住所変更届〔整理番号4〕」を10月末までに提出してください。

※ 待機者登録事務は一般組合員期間及び標準報酬月額等を確認し、将来の年金決定に必要な年金記録として本部電算機に登録する事務です。待機者登録が完了し待機者登録通知書が自宅あてに送付されるまでには数か月かかる見込みです。

- (3) 移行対象者の退職改定及び経過的職域加算額の支給停止解除について

老齢厚生年金の受給権がある者については、「老齢厚生年金改定請求書」の提出は不要ですが、当支部及び本部において順次、退職改定事務を行います。

なお、平成27年9月以前に公務員期間のある方の退職共済年金または老齢厚生年金については、経過的職域加算額が算定されていますが、公務員在職中は支給停止となっています。こちらについても、当支部及び本部において確認の上、停止解除を行います。

- (4) 令和4年9月30日以前に退職する臨時的任用職員の手続について

令和4年9月30日以前に退職し組合員資格を喪失する者は、従来どおりの方法で所属所を通じて手続を行ってください。

- (5) 令和4年10月1日以降に資格取得する臨時的任用職員の手続について

令和4年10月1日以降に短期組合員の資格を取得する臨時的任用職員の厚生年金は日本年金機構への加入となりますので、短期組合員の資格取得時は公立学校共済組合への「年金加入期間等報告書」の提出は不要です。

また、臨時的任用職員で公務員共済組合の老齢または障害の年金受給者は、「年金加入期間等報告書」と併せて提出する必要のあった「年金受給権者再就職届書」の提出が同様に不要となります。

なお、短期組合員の資格取得時の提出書類等の詳細については、令和4年9月22日付け公共鹿第701号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大に伴う短期組合員の資格関係手続及び被扶養者の認定取消事務等について（通知）」を御確認ください。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

年金給付係 長期給付担当

電話 099-286-5206

FAX 099-286-5663

* 県立学校における本文書の文書管理表上の
分類記号：「B-7-2（共済組合）」